破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２６年（フ）第９３０号
福岡県糸島市高来寺215番地３
債務者　エスピー・アヴェニューこと　阿部　浩明
1　決定年月日時　平成26年７月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　熊谷　善昭
4　破産債権の届出期間　平成26年８月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月22日午後２時15分
6　免責意見申述期間　平成26年９月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第２４６号
神奈川県平塚市宮松町７番24号　鈴木ハイツ101号
債務者　福田　徳三
1　決定年月日時　平成26年７月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村上慶一郎
4　破産債権の届出期間　平成26年８月29日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年11月10日午前11時
6　免責意見申述期間　平成26年９月22日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第２４７号
神奈川県平塚市宮松町７番24号　鈴木ハイツ101号
債務者　福田　洋子
1　決定年月日時　平成26年７月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村上慶一郎
4　破産債権の届出期間　平成26年８月29日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年11月10日午前11時
6　免責意見申述期間　平成26年９月22日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第２４５号
岡山市北区大元２丁目３番７号レジデンス藤沢105号
債務者　佐藤石材こと　佐藤　俊機
1　決定年月日時　平成26年７月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　久保　藍良
4　破産債権の届出期間　平成26年９月26日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月28日午前11時
6　免責意見申述期間　平成26年９月26日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２５４号
岡山市北区大元２丁目３番７号レジデンス藤沢105号
債務者　佐藤三千子
1　決定年月日時　平成26年７月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　久保　藍良
4　破産債権の届出期間　平成26年９月26日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月28日午前11時
6　免責意見申述期間　平成26年９月26日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１１４号
愛知県一宮市明地字西七丁原36番地５
債務者　小林美装こと　小林　勝広
1　決定年月日時　平成26年７月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　望月　直子
4　破産債権の届出期間　平成26年９月１日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月31日午前10時15分
6　免責意見申述期間　平成26年10月17日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２６年（フ）第１１５号
愛知県一宮市明地字西七丁原36番地５
債務者　小林　麻紀
1　決定年月日時　平成26年７月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　望月　直子
4　破産債権の届出期間　平成26年９月１日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月31日午前10時15分
6　免責意見申述期間　平成26年10月17日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２６年（フ）第８９号
愛知県碧南市六軒町２丁目97番地、前住所愛知県碧南市天神町２丁目46番地６
債務者　上田美佐夫
1　決定年月日時　平成26年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　白鳥　亜紀
4　破産債権の届出期間　平成26年９月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月31日午後３時10分
6　免責意見申述期間　平成26年10月17日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２６年（フ）第１１７１号
札幌市清田区里塚４条３丁目10番18号
債務者　櫻井　　哲
1　決定年月日時　平成26年７月25日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　仲世古善樹
4　破産債権の届出期間　平成26年８月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月30日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成26年10月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１１９９号
横浜市旭区左近山448番地４　左近山団地８街区９棟201号
債務者　上谷　明義
1　決定年月日時　平成26年７月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　原田　　満
4　破産債権の届出期間　平成26年８月26日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年９月16日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成26年９月12日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第３０号
栃木県那須塩原市南郷屋４丁目137番地２、前住所栃木県那須塩原市大原間58番地10
債務者　谷本　浩一
1　決定年月日時　平成26年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　室井　淳男
4　破産債権の届出期間　平成26年８月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年９月25日午前11時
6　免責意見申述期間　平成26年９月24日まで
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２６年（フ）第１８２号
静岡県裾野市千福が丘１丁目15番５
債務者　松原　義彦
1　決定年月日時　平成26年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　南條　　潤
4　破産債権の届出期間　平成26年８月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年10月10日午後２時30分
6　免責意見申述期間　平成26年10月９日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２６年（フ）第１８１号
静岡県三島市中島51番地の８、住民票上の住所静岡県沼津市戸田1394番地
債務者　山本由佳里
1　決定年月日時　平成26年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　内笹井　明
4　破産債権の届出期間　平成26年８月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年10月17日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成26年10月16日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２６年（フ）第９９０号
福岡市博多区須崎町３番６号
債務者　小池　一夫
1　決定年月日時　平成26年７月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安東　　哲
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月２日午前11時
5　免責意見申述期間　平成26年９月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部